

<h1>静岡市報</h1>	No. 82
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び静岡市職員等
公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 8
- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 10

規 則

- 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 10
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則・・ 12
- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 13
- 静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・ 16
- 静岡市事務分掌規則及び静岡市庁舎管理規則の一部を改正する規則・・・・・・ 16

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ **静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年静岡市条例第76号）**

- 1 清水区役所蒲原支所の位置を「静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号」に変更することとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇ **静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成21年静岡市条例第77号）**

- 1 「経営企画局」と「総務局」を「経営管理局」として統合し、その事務分掌に「防災その他の危機管理

に関する事項」を加えることとした。(第1条関係)

- 2 消防防災局の事務分掌を削ることとした。(第1条関係)
- 3 上記1及び2の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行うこととした。(附則関係)
- 4 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇ **静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例（平成21年静岡市条例第78号）**

- 1 雇用保険法等の一部改正に伴い、船員保険法の労働者災害補償保険に相当する部分が労働者災害補償保険法に統合されることになったため、静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の所要の規定を整備することとした。(第1条、第2条関係)
- 2 この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。

◇ **静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年静岡市条例第79号）**

- 1 病院に勤務する医師・歯科医師の特殊勤務手当を見直すことに伴い、所要の規定を整備することとした。
(別表関係)
- 2 この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。

◇ **静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（平成21年静岡市条例第80号）**

- 1 利用目的に、スポーツ施設の利用に関する手続を行うサービスを加えることとした。(第2条関係)
- 2 住民基本台帳カードを利用してサービスを提供する執行機関に教育委員会が加わったことから、所要の規定の整備を行うこととした。(第3条から第6条まで関係)
- 3 この条例は、平成22年2月1日から施行することとした。

◇ **静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年静岡市条例第81号）**

- 1 消防本部の名称を「静岡市消防防災局」から「静岡市消防局」に変更することとした。(第2条関係)
- 2 上記の改正に伴い、静岡市消防審議会条例（平成15年静岡市条例第284号）の規定の整備を行うこととした。(附則関係)
- 3 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第76号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例(平成16年静岡市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「

清水区役所蒲原支所	静岡市清水区蒲原新田二丁目16番8号	を
-----------	--------------------	---

」

「

清水区役所蒲原支所	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	に
-----------	--------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第77号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中経営企画局及び総務局の事務分掌を削り、財政局の事務分掌の前に次のように加える。

経営管理局

- (1) 市長マニフェストに基づくまちづくり戦略の推進に関する事項
- (2) 重要政策の総合的な企画及び調整に関する事項
- (3) 分権及び行財政改革の推進に関する事項
- (4) 広報及び広聴に関する事項
- (5) 行政管理その他市の行政一般に関する事項
- (6) 政策法務に関する事項
- (7) 職員に関する事項
- (8) 秘書及び渉外に関する事項
- (9) 情報化の推進に関する事項
- (10) 防災その他の危機管理に関する事項

第1条中消防防災局の事務分掌を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(静岡市情報公開及び個人情報保護の総合的な推進に関する条例の一部改正)
- 2 静岡市情報公開及び個人情報保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第25条中「総務局」を「経営管理局」に改める。
(静岡市行財政改革推進審議会条例の一部改正)
- 3 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第8条中「経営企画局」を「経営管理局」に改める。
(静岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 4 静岡市特別職報酬等審議会条例（平成15年静岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。
第7条中「総務局」を「経営管理局」に改める。

(静岡市水防協議会条例の一部改正)

- 5 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）の一部を次のように改正する。
第6条中「消防防災局」を「経営管理局」に改める。

(静岡市国民保護協議会条例の一部改正)

- 6 静岡市国民保護協議会条例（平成18年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第5条中「消防防災局」を「経営管理局」に改める。

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第78号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例

(静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年静岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第22条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

(静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第2条 静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例（平成15年静岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害（以下「公務災害等」という。）について、静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、同条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。
- 3 第2条の規定による改正後の静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務災害等について適用し、施行日前に発生した事故に起因する公務災害等については、なお従前の例による。

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第79号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

医療業務手当	医務手当	月額105,000円の範囲内で市規則で定める額（ただし、医師又は歯科医師である職員には、当該金額の範囲内の額に給料月額 \times 100分の35の範囲内で市規則で定める率を乗じた額を加算した額）
	緊急医務手当	1回につき3,000円の範囲内で市規則で定める額
	救急医務手当	当直1回につき20,000円
	病院勤務手当	日額710円又は勤務1回につき3,300円の範囲内で市規則で定める額（ただし、病院に勤務する医師若しくは歯科医師である職員が診療所の診療業務に従事したとき、又は病院に勤務する市規則で定める医師若しくは歯科医師である職員が手術若しくは緊急処置の業務に従事したときは、日額10,000円を加算した額）

を

」

「

医療業務手当	医務手当	月額140,000円の範囲内で市規則で定める額（医師又は歯科医師である職員にあっては、当該金額の範囲内の額に給料月額の100分の35の範囲内で市規則で定める率を乗じた額を加算した額）
	緊急医務手当	1回につき3,000円の範囲内で市規則で定める額
	救急医務手当	当直1回につき20,000円
	病院勤務手当	日額710円の範囲内で市規則で定める額及び勤務1回につき3,300円の範囲内で市規則で定める額の合計額（病院に勤務する医師又は歯科医師である職員が市規則で定める業務に従事した場合にあっては、当該合計額に、日額20,000円、1時間につき3,750円又は業務1回につき10,000円の範囲内で市規則で定める額を加算した額）

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

 静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第80号

静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（利用目的）

第2条 法第30条の44第8項に規定する目的は、次の各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該執行機関が当該各号に定めるサービス（以下「サービス」という。）を市民に提供することとする。

（1）市長 証明書自動交付機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「専用端末機」という。）で、カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、自動的に証明書等を交付するものをいう。）により、次に掲げる証明書等を交付するサービス

ア 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し

イ 自己に係る印鑑登録証明書

（2）教育委員会 専用端末機により、スポーツ施設の利用に関する手続のうち教育委員会規則で定めるものを行うサービス

第3条第1項を次のように改める。

住民基本台帳カードを利用してサービスを利用しようとする者は、あらかじめ執行機関が定めるところにより、自ら執行機関に対しサービスの利用の申請及び暗証番号（サービスを利用するための暗証番号をいう。以下同じ。）の登録の申請をしなければならない。

第3条第2項中「市長」を「執行機関」に、「規則で」を「執行機関が」に改め、同条第3項中「市長」を「執行機関」に、「規則で」を「執行機関が」に改め、同条第4項中「規則で」を「執行機関が」に、「市長」を「執行機関」に改め、同条第6項中「市長」を「執行機関」に、「規則で」を「執行機関が」に改める。

第4条及び第5条中「市長」を「執行機関」に改める。

第6条中「規則で」を「執行機関が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年2月1日から施行する。

（静岡市印鑑条例の一部改正）

2 静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第81号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「静岡市消防防災局」を「静岡市消防局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（静岡市消防審議会条例の一部改正）

2 静岡市消防審議会条例（平成15年静岡市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第7条中「消防防災局」を「静岡市消防局」に改める。

規 則

静岡市規則第109号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成21年12月15日

静岡市長 小嶋善吉

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（農業委員会への委任）

第4条 農業委員会に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）農地法関係

- ア 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）第3条第1項の許可に関すること。
- イ 法第3条第4項の規定による通知に関すること。
- ウ 法第3条の2第1項の規定による勧告に関すること。
- エ 法第3条の2第2項の規定による許可の取消しに関すること。
- オ 法第4条第1項の許可（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に関すること。
- カ 法第4条第3項（同条第6項並びに法第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。
- キ 法第4条第5項の協議（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に関すること。
- ク 法第5条第1項の許可（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関すること。
- ケ 法第5条第4項の協議（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関すること。
- コ 法第18条第1項の許可に関すること。
- サ 法第18条第3項の規定による意見の聴取に関すること。
- シ 法第49条第1項の規定による立入調査、測量、除去及び移転（ア、ウからオまで、キからコまで及びソに掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- ス 法第49条第3項の規定による通知（シに掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- セ 法第50条の規定による報告の徴取（アからスまで及びソからチまでに掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。

ソ 法第51条第1項の規定による処分（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為及び同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関する事。

タ 法第51条第3項の規定による措置及び公告（ソに掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。

チ 法第51条第4項の規定により負担させる費用の徴収（タに掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。

ツ 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第3条第4項（第7条第2項、第15条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知（ア、オ、ク及びコに掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。

テ 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第14条第2項の規定による意見の聴取（ア、オ、ク及びコに掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。

（2）租税特別措置法関係

ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第30項（同法第70条の6第36項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第110号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成21年12月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静

岡市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項に次の1号を加える。

(5) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条第1項の船員である者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第29条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

静岡市規則第111号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成21年12月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則(平成19年静岡市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

(ただし、これらの職員のうち医師又は歯科医師であるものにあつては給料月額に別表第2に掲げる採用の日以後の期間の区分に応じ同表に定める割合(職務内容又は職務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる場合は、市長が調整した割合)を乗じて得た額を、平成19年3月30日付厚生労働省告示第108号(以下「厚生労働省告示第108号」という。)に規定する団体の専門医資格を有する職員、専門医研修施設の認定基準に係る指導医(指導責任者)及び研修医を指導する職員にあつては月額5,000円を加算する。)

を

」

「

(ただし、これらの職員のうち、医師又は歯科医師である者にあつては給料月額に別表第2に掲げる採用の日以後の期間の区分に応じ同表に定める割合(職務内容又は職務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる場合は、市長が調整した割合)を乗じて得た額を、病院に勤務する医師又は歯科医師である者で、平成19年3月30日付厚生労働省告示第108号(以下「厚生労働省告示第108号」という。)に規定する団体の専門医資格を有するもの、専門医研修施設の認定基準に係る指導医(指導責任者)であるもの及び研修医を指導するものにあつては月額5,000円を、麻酔科に勤務する医師である者にあつては月額50,000円を加算する。)

に、

」

	医師及び歯科医師 日額710円	を
--	-----------------	---

	<p>医師及び歯科医師 日額710円</p> <p>(ただし、病院に勤務する職員が、診療所の診療業務又は手術若しくは緊急処置の業務に従事したときは日額10,000円を、静岡市立の病院以外の病院(市長が指定するものに限る。)の応援業務に従事したときは日額20,000円を、全身麻酔の業務に従事したとき(麻酔科に勤務する者を除く。)は1時間につき2,500円(その業務が正規の勤務時間以外の時間に行われたときは1時間につき3,750円)を、分べん業務に従事したときは1回につき10,000円を加算する。)</p>	に、
--	--	----

	<p>夜間看護手当を支給される者以外のものが、市長が指定する夜間等に正規の勤務時間を割り振られて勤務したとき。勤務1回につき3,300円</p>	を
--	--	---

	<p>夜間看護手当を支給される職員以外の職員が、市長が指定する夜間等に正規の勤務時間を割り振られて勤務したとき。勤務1回につき3,300円</p>	に
--	---	---

改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

静岡市規則第112号

静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成21年12月28日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
静岡市印鑑条例施行規則（平成15年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。
様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第15号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

静岡市規則第1号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成22年1月13日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年静岡市条例第76号）の施行期日は、平成22年3月23日とする。

静岡市規則第2号

静岡市事務分掌規則及び静岡市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成22年1月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市事務分掌規則及び静岡市庁舎管理規則の一部を改正する規則

(静岡市事務分掌規則の一部改正)

第1条 静岡市事務分掌規則(平成17年静岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「静岡市清水区蒲原新田二丁目16番8号」を「静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号」に改める。

(静岡市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 静岡市庁舎管理規則(平成15年静岡市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「静岡市清水区蒲原新田二丁目16番8号」を「静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。